

## 青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 制定の理由

法令の改正に伴い、所要の改正を行うもの

### 2 改正内容

- (1) 令和 3 年 9 月 1 日施行の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」の一部改正において、地方公共団体情報システム機構が、個人番号カードの発行者及び交付手数料の徴収者となることが法律上明記されたことに伴い、条例別表（第 2 条関係）「3 交付手数料」に定める個人番号カードの再交付手数料を削除するもの

|               |              |   |     |
|---------------|--------------|---|-----|
| 改正前           |              | ➡ | 改正後 |
| 個人番号カード再交付手数料 | 1 件につき 800 円 |   | 削除  |

（市民部所管）

- (2) 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」という）等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 6 3 号）及び「薬機法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（令和 2 年政令第 2 2 8 号）の公布に伴い、青森市手数料条例における、引用する条項の整理が必要となったため、改正するもの  
（保健部所管）

### 3 施行期日

公布の日